

建設事業者の皆様へ

～スライド制度を積極的にご活用ください～



スライド制度とは、工事の契約締結後に賃金水準又は物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、契約金額の変更を請求することができる仕組みのことです。

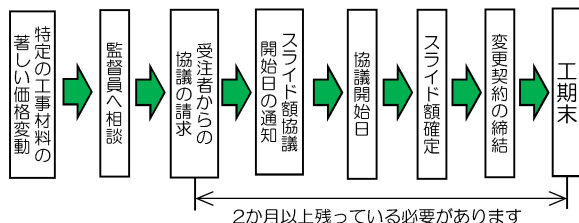
※ 相模原市工事請負契約書第26条に規定された制度です。

○ スライド制度の種類（工期末まで2か月以上ある工事が対象）

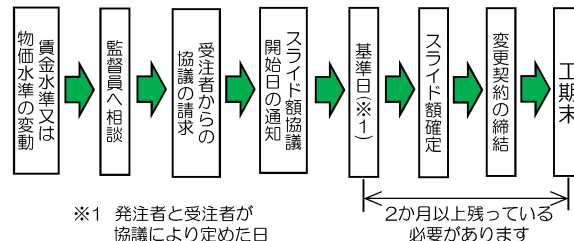
- 【単品スライド】** 特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合
(第26条第5項) (条件を満たした場合は、実際の購入価格で変更可 ⇐ **改正点** 請求日に関わらず、工期内に調達した該当の材料に適用可)
- 【インフレスライド】** 急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合
(第26条第6項) (労務単価の改定や物価水準の変動で適用可)
- 【全体スライド】** 契約締結日から1年経過した後に賃金水準又は物価水準が変動した場合
(第26条第1～4項) (インフレスライドの発動がない場合でも適用可)

各スライド制度における請求の流れ

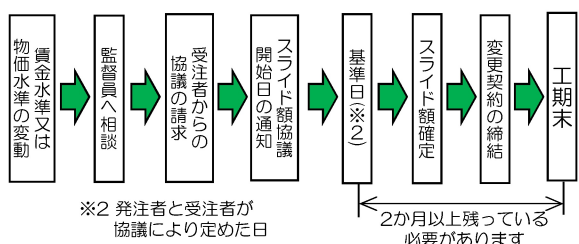
○単品スライド



○インフレスライド



○全体スライド（契約締結日から12か月経過している工事が対象）



※ 適用の可能性があり、契約金額の変更を請求する場合は、**工事監督員**へご相談ください。



◎ 各種スライドマニュアル
次のURLを参照してください。

【単品スライド】 [令和4年度に実勢価格の算定方法等について改正しました。](https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/1003500/1003503.html)
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/1003500/1003503.html>

【インフレスライド】
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/keiyaku/1003500/1003502.html>

※ 参考 全体スライド（国土交通省マニュアル）
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html